

2019年度
民事再生法講義
4

関西大学法学部教授
栗田 隆

第2章 再生手続の開始

3. 開始決定が実体関係に及ぼす効果

- 開始後の権利取得
- 未解決の法律関係の解決
- 取戻権
- 別除権

開始後の財産的変動に関する規定 破産法の規定との対応関係

民事再生法	事項	破産法
85条	倒産者による弁済	47条・ 100条
41条1項・2項、 監督命令があれば54条2項・4項、 管理命令があれば76条1項・2項	その他の法律行為	100条
	倒産者への弁済	50条
44条	倒産者の行為によ らない権利取得	48条
45条	登記及び登録	49条
46条	手形の引受け等	60条

再生債務者の弁済行為の制限

- 再生債務者が再生手続開始後に再生計画によらずに再生債権者に弁済することは、次の規定により禁止されており、しても無効である。
 1. 85条
- 次の規定の趣旨及び適用範囲との違いを確認しておくこと。
 - 41条2項
 - 監督命令が発生された場合に、54条4項
 - 管理命令が発せられた場合に、76条1項

開始後の権利取得の制限（44条）

（破産法48条と同趣旨）

再生手続開始

商事債権者

X

再生債権

Y

手続開始時
の占有者で
ある第三者

ZがYに引き渡す
X所有の動産

Xの行為によらずにYが占有を取得しても、Yは商事留置権を取得しない

開始後の登記及び登録（45条）

（破産法49条と同趣旨）

登記原因＝不動産の売買契約

再生手続開始

「登記又は1号仮登記」は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

ただし、登記権利者が再生手続開始の事実を知らないでした「登記又は1号仮登記」は、主張できる。

45条の注意点

- 登記・登録のみに適用される。ただし、債権譲渡の対抗要件としての通知あるいは債務者の承諾にも適用があるとする異説もある。
- 再生債権への弁済行為としての登記にのみ適用がある。抵当権設定契約に基づき抵当権設定登記に協力することも契約の履行行為であり、45条の適用がある。ただし、抵当権設定契約が物権契約であるとするれば適用がないとする見解もある。

問題

②再生手続開始決定

②について善意

再生債務者 Y ← 再生債権 — 再生債権者 X

β債権

① β債権をもって代物弁済する旨の契約

債務者 Z

②について善意

③譲渡の承諾

Xは、β債権の取得を再生手続との関係で主張できるか

問題

①再生手続開始決定

再生債務者 Y

② β 債権
の譲渡契
約

X

β 債権

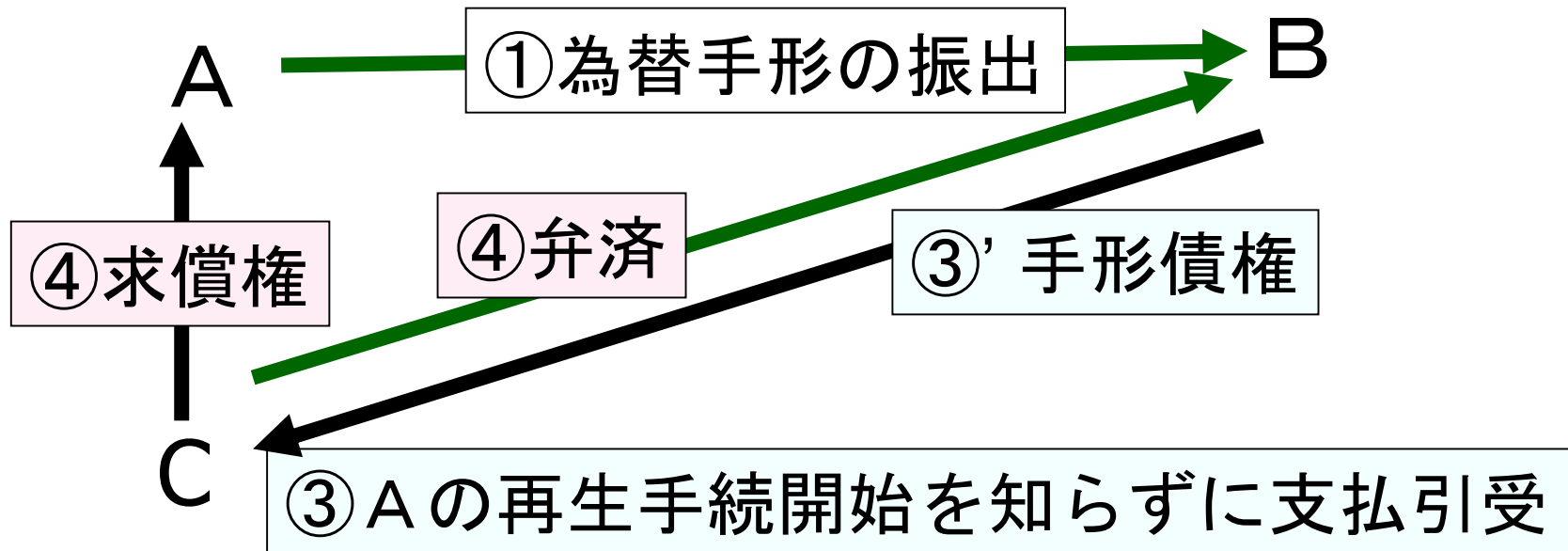
債務者 Z

③譲渡の承諾

Xは、 β 債権の取得を再生手続との関係で主張できるか。場合分けをして答えなさい。

開始後の手形の引受け等（46条） （破産法60条と同趣旨）

②再生手続開始



Cが弁済時にAの再生手続開始を知っていた場合でも、Cの求償権④は再生債権となる。

46条の根拠

- 手形・小切手取引の円滑性を高めるための規定である。
- 求償権の位置づけについて、2つ説明方法がある。1の説明が多い。
 1. 再生手続後に原因のある債権であるが（84条の例外として）再生債権とされた。
 2. 再生手続開始前に振出人と支払人との間に支払委託契約が締結されていることが前提になっており、その委託契約が原因である。

善意又は悪意の推定（47条）

（破産法51条と同趣旨）

再生手続開始

善意であると推定

再生手続開始の公告（35条1項）

悪意であると推定

共有関係（48条）

（破産法52条と同趣旨）

- 再生手続の追行を容易にするために、共有物の分割が必要となる場合がある。
- 不分割特約にかかわらず、再生債務者等は、分割を請求することができる。他の共有者からの分割請求まで認める規定ではない。
- 管財人等が分割を請求するときは、他の共有者は、相当の償金を支払って再生債務者の持分を取得することができる。

双方未履行契約（49条） （破産53条と同趣旨）

- 再生債務者等の履行または解除の選択権（1項）
- 相手方の確答催告権（2項） 確答がない場合には解除権放棄とみなす（破産法と逆）
- 労働協約への不適用（3項）。再生を目的としているためである（破産法にはない規定）。
- 履行選択の場合には、相手方の請求権は共益債権となる（4項）。
- 破産法54条の準用（5項）

継続的給付を目的とする双務契約（50条） （破産法55条と同趣旨）

再生債務者 ← 料金債権 → 電力会社

料金不払い⇒履行拒絶理由にならない（1項）

4月分の検針

5月10日再生手続開始申立

4月分の検針後の料金を含めて、この間の料金債権は共益債権（2項）

再生手続開始決定

51条により準用されない破産法の規定

破産法57条

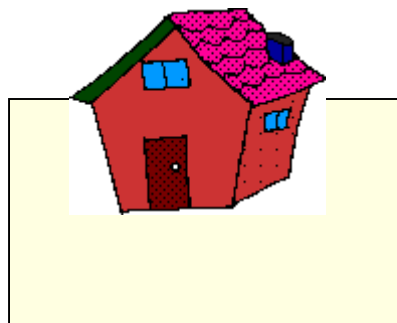
- 破産法57条は、委任契約が破産手続の開始により当然に終了する（民法653条2号）ことを前提にする。
- 委任者について再生手続が開始されても、委任契約は当然に終了しない。管理命令が発せられた場合でも、当然終了を認める規定がない。管財人は、民法651条により解除することになる。
- ただし、受任者による債務者の財産の処分については再生法41条等の制限に服する。
- また、支払委託契約に基づく再生債権の支払については、再生法46条とのバランス上も、受任者が支払時に再生手続開始について善意の場合にのみ求償権は再生債権になるとするのがよい。

問題

再生手続開始前から

地主 Y ← 土地の賃貸借契約 → 借地人 X

①再生手続開始



①について善意

②地上建物の
登記（借地借
家10条）

再生債務者等は、49条1項の規定により土地の賃貸借契約を解除することができるか。

取戻権（52条）

- 再生手続の開始は、再生債務者に属しない財産を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさない。
- 破産法の規定の準用
 1. 63条1項・2項
 2. 63条3項
 3. 64条

別除権（1）（53条）

- 再生手続開始の時ににおいて再生債務者の財産につき存する担保権
 1. 特別の先取特権
 2. 質権
 3. 抵当権
 4. 商事留置権
- 上記と同類の非典型担保権にも類推適用がある。
- 再生手続によらないで、行使することができる（53条2項・177条2項）

別除権（2）

- 不足額主義（88条・94条2項・160条）
- 担保権実行手続の中止命令（31条） 破産法にはない制度であることに注意。
- 担保権消滅制度（148条以下） 破産法の制度（186条以下）とは若干異なる。制度趣旨の違いは、要件の違いから読み取ることができる。